

第430回南国市議会定例会会議録

第7日 令和5年6月22日 木曜日

出席議員

1番 杉本 理	2番 丁野 美香
3番 西山 明彦	4番 神崎 隆代
5番 植田 豊	6番 西本 良平
7番 浜田 憲雄	8番 斉藤 喜美子
9番 岩松 永治	10番 西川 潔
11番 土居 恒夫	12番 有沢 芳郎
13番 中山 研心	14番 前田 学浩
15番 村田 敦子	16番 岡崎 純男
17番 野村 新作	18番 浜田 和子
19番 土居 篤男	20番 福田 佐和子
21番 今西 忠良	

—*—

欠席議員

なし

—*—

出席要求による出席者

市長 平山 耕三	副市長 村田 功
副市長 北條 邦寿	参事兼総務課長兼 選挙管理委員会事務局長 中島 章
参事兼財政課長 渡部 靖	参事兼企画課長 松木 和哉
情報政策課長 竹村 亜希子	危機管理課長 山田 恭輔
税務課長 高野 正和	市民課長 高橋 元和
子育て支援課長 長野 洋高	長寿支援課長 中村 俊一
保健福祉センター 所長 藤宗 歩	環境課長 横山 聖二
農林水産課長 古田 修章	農地整備課長 田所 卓也
商工観光課長 山崎 伸二	建設課長 橋詰 徳幸
地籍調査課長 吉本 晶先	都市整備課長 若枝 実

住宅課長	松岡千左	会計管理者兼 参事兼会計課長	秋田節夫
福祉事務所長	天羽庸泰	教育長	竹内信人
教育次長兼 学校教育課長	溝渕浩芳	生涯学習課長	前田康喜
監査委員 事務局長	中村比早子	農業委員会 事務局長	弘田明平
消防長	小松和英		

—————

議会事務局職員出席者

事務局長	野口裕介	次長	門脇智哉
書記	三谷容子		

—————

議事日程

令和5年6月22日 木曜日 午前10時開議

- 第1 議案第1号 令和5年度南国市一般会計補正予算
- 第2 議案第2号 南国市火災予防条例の一部を改正する条例
- 第3 議案第3号 南国市税条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第4号 南国市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第5号 南国市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第6号 消防ポンプ自動車購入契約の締結について
- 第7 議案第7号 香美郡殖林組合規約の変更について
- 第8 新型コロナウイルス対策特別委員会報告
- 第9 承認要求書
- 第10 議員派遣の件

—————

本日の会議に付した事件

日程第1より日程第10まで

議発第1号より議発第4号まで

—————

午前10時1分 開議

○議長（浜田和子） これより本日の会議を開きます。

＊

議案第1号から議案第7号まで

○議長（浜田和子） この際、議案第1号から議案第7号まで、以上7件を一括議題といたします。

これより委員長の報告を求めます。総務常任委員長西本良平議員。

＊

令和5年6月20日

南国市議会議長 浜田和子様

総務常任委員長

西本良平

総務常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査結果	理由
第1号	令和5年度南国市一般会計補正予算 第1条歳入歳出予算の補正 歳入の部 歳出第2款総務費 第9款消防費 第2条地方債の補正	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第2号	南国市火災予防条例の一部を改正する条例	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第3号	南国市税条例の一部を改正する条例	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第5号	南国市職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正す	原案を可決	やむを得ない

	る条例	すべきもの	ものと認める
第 6 号	消防ポンプ自動車購入契約の締結について	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第 7 号	香美郡殖林組合規約の変更について	原案を可決 すべきもの	適当と認める

*

〔6 番 西本良平議員登壇〕

○6 番（西本良平） 総務常任委員会の審査の経過並びに結果につきまして、御報告を申し上げます。

今期定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第 1 号、議案第 2 号、議案第 3 号、議案第 5 号、議案第 6 号、議案第 7 号の 6 件であります。去る 20 日に委員会を開催し、執行部から副市長はじめ関係課長の出席を求め、慎重に審査を行いましたので、以下、順次御報告申し上げます。

まず、議案第 1 号令和 5 年度南国市一般会計補正予算で当委員会に付託されました第 1 条歳入歳出予算の補正中、歳入の部、歳出第 2 款総務費、第 9 款消防費、第 2 条地方債の補正についてであります。

歳入歳出補正予算の規模は 4 億 1,381 万円の増額であり、歳入では、国庫支出金 3 億 6,686 万 8,000 円、県支出金 371 万 6,000 円、繰越金 6,364 万 6,000 円及び市債 4,680 万円を増額し、諸収入 6,722 万円を減額するものです。

歳出では、総務費関係では、広報紙発行費 101 万 3,000 円、国・県支出金返還金 5,817 万 9,000 円及び戸籍住民基本台帳費 360 万 8,000 円を増額計上し、消防費関係では、消防施設費 1,150 万円を増額しております。

審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第 2 号南国市火災予防条例の一部を改正する条例につきましては、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い、本条例の一部を改正するもので、主な改正の内容は、「急速充電設備」の定義並びに位置、構造及び管理に関する基準の見直しであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第 3 号南国市税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を

改正する法律が公布されたことに伴い、本条例の一部を改正するもので、主な改正の内容は、森林環境税の導入に伴う所要の規定の整備、肉用牛売却所得の課税特例措置の適用期限の延長及び不正により生じた軽自動車税の納付不足額を当該不正を行ったメーカーから徴収する際に加算割合の引上げであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号南国市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例につきましては、新型コロナウイルス感染症の位置付けが5類感染症に移行したことに伴い、本条例の一部を改正するもので、改正の内容は、職員が新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある患者に対して措置を行った場合の防疫手当及び救急出動手当の特例を削除することであり、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

なお、一部反対の意見がありましたことを申し添えます。

次に、議案第6号消防ポンプ自動車購入契約の締結についてにつきましては、後免分団の消防ポンプ自動車を購入するに当たり、5月11日に指名競争入札を実施した結果を受けて、契約の締結について議会の議決を求めるものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

最後に、議案第7号香美郡殖林組合規約の変更についてにつきましては、香美郡殖林組合について、近年の活動実績等を踏まえ、解散が検討されておりますが、同組合の現行の規約においては、解散の手続きが規定されていないため、同組合の規約を変更する必要があることから、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

以上で、総務常任委員会の報告を終わります。同僚議員の御賛同をよろしくお願いを申し上げます。

○議長（浜田和子） 産業建設常任委員長福田佐和子議員。

—————*—————

令和5年6月20日

南国市議会議長 浜田和子様

産業建設常任委員長

福田佐和子

産業建設常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査結果	理由
第 1 号	令和5年度南国市一般会計補正予算 第1条歳入歳出予算の補正 歳出第6款農林水産業費 第7款商工費	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める

＊

〔20番 福田佐和子議員登壇〕

○20番（福田佐和子） 産業建設常任委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

今期定例会におきまして当委員会に付託されました案件は、議案第1号の1件であります。去る20日に委員会を開催し、関係課長の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、以下、御報告を申し上げます。

議案第1号令和5年度南国市一般会計補正予算、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第6款農林水産業費、第7款商工費につきまして、主な内容は、農林水産業費関係では、ほ場整備推進費743万4,000円を増額計上し、商工費関係では、新型コロナウイルス感染症関連緊急経済対策事業費2,000万円を増額計上するものです。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。同僚議員の皆さんの御賛同をよろしくお願いたします。

○議長（浜田和子） 教育民生常任委員長杉本理議員。

＊

令和5年6月20日

南国市議会議長 浜田和子様

教育民生常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査結果	理 由
第 1 号	令和5年度南国市一般会計補正予算 第1条歳入歳出予算の補正 歳出第3款民生費 第10款教育費	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第 4 号	南国市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める

—————*—————

〔1番 杉本 理議員登壇〕

○1番（杉本 理） 教育民生常任委員会の審査の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

今期定例会におきまして当委員会に付託されました案件は、議案第1号、議案第4号の以上2件であります。去る6月20日、北條副市長はじめ、関係課長の出席を求め、慎重に審査を行いましたので、以下順次、御報告を申し上げます。

まず、議案第1号令和5年度南国市一般会計補正予算、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費、第10款教育費についてであります。

民生費関係で主なものは、価格高騰緊急支援給付金給付事業費2億7,529万2,000円、民営保育所等費2,750万円及び生活保護一般管理費149万6,000円を増額計上したものです。

教育費関係で主なものは、体育施設管理運営費778万8,000円を増額計上したもので、審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

最後に、議案第4号南国市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例につきましては、いじめ問題専門委員会及びいじめ問題調査対策委員会の委員の

報酬について、職務内容及び委嘱が想定される委員の属性を考慮し、その額を見直すことから、本条例の一部を改正するものであり、審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

以上で、教育民生常任委員会の報告を終わります。同僚議員の御賛同をよろしく願います。

○議長（浜田和子） これにて委員長の報告は終わりました。

—————*—————

○議長（浜田和子） これよりただいまの委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

—————*—————

○議長（浜田和子） これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 討論を終結いたします。

—————*—————

○議長（浜田和子） これより採決に入ります。

まず、議案第1号から議案第4号まで、以上4件を一括採決いたします。委員長の報告はいずれも可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第4号まで、以上4件はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号を採決いたします。委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浜田和子） 起立多数であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号及び議案第7号、以上2件を一括採決いたします。委員長の報告はいずれも可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 御異議なしと認めます。よって、議案第6号及び議案第7号、以上2件はいずれも原案のとおり可決いたしました。

—————*—————

新型コロナウイルス対策特別委員会報告

○議長（浜田和子） 日程第8、新型コロナウイルス対策特別委員会の報告を議題といたします。

本件に対する委員長の報告を求めます。新型コロナウイルス対策特別委員長前田学浩議員。

—————*—————

〔14番 前田学浩議員登壇〕

○14番（前田学浩） 新型コロナウイルス対策特別委員会の最終報告を申し上げます。

当委員会は、令和2年4月28日の第413回南国市議会臨時会において委員会の設置が決議され、5月1日から6月5日まで毎週金曜日に委員会を開催し、令和2年6月22日の第415回南国市議会定例会において、協議の経過について中間報告をいたしました。

その後、令和3年1月18日には、新型コロナウイルス対策について本市の現在の状況と、新たに創設される緊急支援金の内容等について、両副市长と危機管理課長、商工観光課長から説明を受けました。

新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日からは感染症法上の位置づけが、季節性インフルエンザと同等の「5類」へと移行し、国・県の新型コロナウイルス感染症対策本部は廃止となり、市の新型インフルエンザ等対策本部も5月9日に廃止となっております。

世界的なパンデミックとなった新型コロナウイルスは、まさに生活の在り方を見直すこととなりました。今後、国や疫病の専門家によって、3年間の分析がされていくと思いますが、保健所を持たない基礎自治体としては、その対策について、限界も感じるころでありました。

最後に、ワクチン接種や支援金の手続などで、多くの市役所職員が日夜市民に寄り添い業務を遂行されたことに対しまして、改めて感謝申し上げます。

以上で、新型コロナウイルス対策特別委員会の最終報告を終わります。

○議長（浜田和子） これにて委員長の報告は終わりました。

—————*—————

○議長（浜田和子） ただいまの委員長報告はこれを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 御異議なしと認めます。よって、新型コロナウイルス対策特別委員会の

報告は承認することに決しました。

＊

承認要求書

○議長（浜田和子） 日程第9、承認要求書を議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長から委員会所管事項の調査に関する承認要求書が提出されております。

＊

承認要求書

総務常任委員会、産業建設常任委員会、教育民生常任委員会、議会運営委員会は、議会閉会中下記事件を調査いたしたいので承認されるよう南国市議会会議規則第98条の規定により要求します。

記

1. 事 項 本委員会の所管に属する事項
1. 目 的 所管事項の把握
1. 方 法 委員会開催・調査のための視察等
1. 期 間 調査終了まで

令和5年6月22日

南国市議会議長 浜田和子様

総務常任委員長 西本良平

産業建設常任委員長 福田佐和子

教育民生常任委員長 杉本理

議会運営委員長 前田学浩

＊

○議長（浜田和子） お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長から提出されました

承認要求書を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 御異議なしと認めます。よって、承認することに決しました。

—————*—————

議員派遣の件

○議長（浜田和子） 日程第10、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件につきまして、会議規則第159条の規定によりお手元に配付しておりますとおり決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件はお手元にお配りしましたとおりに派遣することに決しました。

—————*—————

○議長（浜田和子） この際、お諮りいたします。ただいま決しました議員派遣の内容につきましては、諸般の事情により変更が生じる場合には、議長に一任をお願いしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

—————*—————

議発第1号から議発第4号まで

○議長（浜田和子） ただいま議発第1号から議発第4号まで、以上4件の意見書が提出されましたので、お手元へ配付いたしました。

—————*—————

議発第1号

生産費に見合った水準の価格保障、多面的機能を評価した所得補償の充実で食料自給率の向上を図るよう求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和5年6月22日提出

提出者 南国市議会議員 土居篤男

賛成者	南国市議会議員	西	山	明	彦
	〃	西	川		潔
	〃	土	居	恒	夫
	〃	中	山	研	心
	〃	今	西	忠	良
	〃	杉	本		理
	〃	村	田	敦	子
	〃	福	田	佐	和子

南国市議会議長 浜田和子様

.....
議発第1号

生産費に見合った水準の価格保障、多面的機能を評価した所得補償の充実で食料自給率の向上を図るよう求める意見書

食料自給率が38%と落ち込み、食の海外依存が深まる日本において、気候危機やコロナ禍に加えてロシアによるウクライナ侵略が重なり、世界は第二次大戦以降、最悪の食料危機に直面しています。その影響をもろに受け、我が国の食料価格は過去最高レベルに高騰しています。中国など新興国の人口増加や経済成長による食料需要の増加も相まって日本が思うように食料を確保できない事態も生まれています。

さらに、大半が輸入に依存する肥料、飼料、燃油、種など資材価格も急騰し、農業生産を直撃しています。食料や資材の多くを外国に依存する我が国の危うさはいよいよ明らかです。

1991年に287万人いた基幹的農業従事者は30年間たった2021年には130万人と、半分にまでなりました。

21世紀初頭までの世界は、環境との調和を欠いた農業生産を広げ、食の安全や生物多様性を脅かし、人類社会の持続可能性さえ危うくする事態を生み出してきました。

その深刻な反省から、国際社会は今、農政の大転換に踏み出しています。

国連が地球温暖化の防止など17項目の持続可能な開発目標（SDGs）を掲げ、その達成には家族農業・小規模農業の役割が欠かせないとして、国連「家族農業の10年」をスタートさせています。農民の権利宣言を採択しているのは、その表れです。

農業と農山村の危機を打開し、食料の増産に踏み切ることは、国民の生存基盤の根本に関わり、日本社会を持続可能にしていく上で待ったなしの課題です。

家族農業の支援、持続可能な社会は世界の大きな流れです。

食料輸入大国・日本が、家族農業を中心に農業を再建し、食料の自給率を向上させることは、世界の食料問題の解決でも、地球環境の保全という点からも、国際社会への大きな貢献であり、責任でもあります。

我が国には、温暖多雨な自然条件と優れた農業技術があり、安全でおいしい食べ物を求める消費者のニーズもあって、農業を豊かに発展させる条件は十分にあります。

よって国におかれては、欧米では当たり前の、生産費に見合った水準の価格保障、多面的機能を評価した所得補償の充実など、続けたい人が続けられる支援策で食料自給率の向上を図るよう求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月22日

南 国 市 議 会

衆 議 院 議 長	細 田 博 之 様
参 議 院 議 長	尾 辻 秀 久 様
内 閣 総 理 大 臣	岸 田 文 雄 様
財 務 大 臣	鈴 木 俊 一 様
農 林 水 産 大 臣	野 村 哲 郎 様
環 境 大 臣	西 村 明 宏 様
内 閣 官 房 長 官	松 野 博 一 様

＊

議発第2号

健康保険証廃止は慎重に進めることを求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和5年6月22日提出

提出者 南国市議会議員 福 田 佐和子

賛成者	南国市議会議員	西	山	明	彦
	〃	西	川		潔
	〃	土	居	恒	夫
	〃	中	山	研	心
	〃	今	西	忠	良
	〃	杉	本		理
	〃	土	居	篤	男
	〃	村	田	敦	子

南国市議会議長 浜田和子様

.....
議発第2号

健康保険証廃止は慎重に進めることを求める意見書

マイナンバーカードをめぐる誤交付、誤登録が制度の土台を揺るがす中、保険証を廃止し、マイナンバーカードに一本化する改正マイナンバー法が成立しました。

しかし、国民と医療現場の不安は解決されないままです。

開業医の63%が加入する全国保険医団体連合会の調査で、オンライン資格確認で「トラブルがあった」と回答した医療機関が6割にも上りました。

また、「有効な保険証が無効と判定された」などのトラブルへの対処で最も多かったのは、「健康保険証で確認した」というものでした。こうしたことから、医療現場では「保険証が廃止されマイナンバー保険証のみで受診する患者が増えたら対応できない、保険証を残してほしい」との切実な声が上がっています。

また保険証の廃止で、患者が窓口で10割の負担を求められるケースが増えるなどの懸念もあります。

こうした問題点を抱えたマイナンバーカードへの一本化は、慎重に進められなければなりません。

よって政府におかれましては、社会の様々な面で不便をもたらす健康保険証廃止は、国民と現場の声をよく聞き、慎重に進められることを強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月22日

南 国 市 議 会

内閣総理大臣 岸田文雄様
総務大臣 松本剛明様
財務大臣 鈴木俊一様
デジタル大臣 河野太郎様

＊

議発第3号

学校における教員不足と長時間過密労働解消のために、基礎定数改善による正規教員増を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和5年6月22日提出

提出者	南国市議会議員	杉本理
賛成者	〃	西山明彦
〃	〃	西川潔
〃	〃	土居恒夫
〃	〃	中山研心
〃	〃	今西忠良
〃	〃	村田敦子
〃	〃	土居篤男
〃	〃	福田佐和子

南国市議会議長 浜田和子様

議発第3号

学校における教員不足と長時間過密労働解消のために、基礎定数改善による正規教員増を求める意見書

文部科学省によれば、2021年度始業時に公立学校全体で2,558人もの教員不足が発生していた。その

後も、産・育休などの代替教員が見つからず、児童生徒が自習を余儀なくされたり、管理職が担任したりする事例が頻発している。欠員分の業務をカバーする教員の過重労働は病気休職や離職につながり、教員不足を深刻化させるという負の連鎖が止まらない。

その主な原因は、教員雇用の非正規依存が進み、教員供給が不安定化したことにある。2021年度の公立学校教員の非正規率は、小、中、高ともに20%に迫り、特別支援学校は実に22.4%であった。その背景には、義務教育費国庫負担率の2分の1から3分の1への縮減など、2000年代以来の教職員給与制度の改変も影響している。また、教員の長時間過密労働の表面化による教職希望者の減少も教員不足の要因となっている。小学校教諭の33.4%、中学校教諭の57.7%は、月80時間以上時間外労働の「過労死ライン」を超えて働いており、精神疾患による休職者は、2021年度に過去最多の5,897人を記録した。授業準備時間も不十分なままに指導し続ける過密労働は、学校教育に対する不信を招く結果ともなっている。こうした教育現場の実態を早急に改善し、教員の人権を擁護することが喫緊の課題である。

教員不足と長時間過密労働を解消することと、子供の学習権を保障することを両立させるには、正規教員を増やすことが不可欠である。義務標準法は、公立小中学校の教員標準定数を基礎定数と加配定数の組合せにより算定しているが、近年の定数改善は若干の加配定数増が中心の小規模なものにとどまってきた。正規教員増には、同法第7条第1項第1号の教員基礎定数の算定方法（標準学級数×乗ずる数における「乗ずる数」の数値）を改正して学級担任外教員数を増やし、各教員の授業担当コマ数を減らすことが効果的である。「乗ずる数」を1.25倍に改善するだけで、教諭の週平均授業担当コマ数を、小学校なら1日平均4コマに、中学校なら1日平均3コマに減少させることができる。そのために必要な予算額は約9,800億円であり、現実的な政策である。

2021年に小学校全学年35人学級制が41年ぶりに実現したが、諸外国と比べて35人はもはや「少人数学級」とは呼べず、中学・高校はいまだ40人学級のままである。「乗ずる数」に至っては、1993年以来30年間改正されず、教育ニーズが増大する教育現場の実態に合わなくなっている。（高校標準法第11条は、収容定員数を「除すべき数」で割ることで標準教員数を算定）

以上の趣旨より、下記項目の早期実現を求めます。

記

教員基礎定数の算定方式を改善し、正規教員を抜本的に増やすため、以下のことを求める。

1. 公立小中学校・高等学校の学級編成標準を改正し、少人数学級制をさらに拡充すること。
2. 「乗ずる数」「除すべき数」の数値を改正し、教員の授業担当コマ数の軽減を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月22日

南 国 市 議 会

衆 議 院 議 長	細 田 博 之 様
参 議 院 議 長	尾 辻 秀 久 様
内 閣 総 理 大 臣	岸 田 文 雄 様
文 部 科 学 大 臣	永 岡 桂 子 様

＊

議発第4号

最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和5年6月22日提出

提出者	南国市議会議員	村 田 敦 子
賛成者	〃	西 山 明 彦
〃	〃	西 川 潔
〃	〃	土 居 恒 夫
〃	〃	中 山 研 心
〃	〃	今 西 忠 良
〃	〃	杉 本 理
〃	〃	土 居 篤 男
〃	〃	福 田 佐和子

南国市議会議長 浜 田 和 子 様

議発第4号

最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書

第8波に及ぶ新型コロナウイルス感染拡大と、気候変動や円安、ウクライナ危機などの影響による異常な物価の高騰は、県民生活を圧迫し、中小零細企業を中心に打撃を与え、地域経済を疲弊させている。特に、最低賃金近傍で働くパートや派遣、契約など非正規雇用やフリーランスなど弱い立場の労働者の生活破綻は深刻である。この難局を乗り越えるには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を引き上げること、賃金の底上げを図ることが不可欠であり、最低賃金の大幅引上げと地域間格差をなくす全国一律へ法改正を行うことがこれまで以上に重要になっている。

2022年の地域別最低賃金改定は、最高の東京都で時給1,072円、高知県は最も低く853円に過ぎない。毎日8時間働いても年収150万~190万円であり、最低賃金法第9条第3項の「労働者が健康で文化的な生活」を確保することはできない。地域別であるがゆえに、高知県と東京都では、同じ仕事でも時給で219円もの格差がある。この地域間格差は、15年で2倍に広がっている。

日本の最低賃金制度が地域別であることによって、海外と比べても最低賃金が上がらない要因となっている。地域別最低賃金の国は、カナダ、中国、インドネシア、日本の4か国（全体の3%、2013年）のみである。

日本では、中央最低賃金審議会のランク制度によって格差は拡大し、そこに引っ張られる形で労働者の地域間格差も拡大し、人口の一極集中や若者の都市部への流出へ歯止めをかけることができなくなっている。同時に年金、生活保護費、公務員賃金など、あらゆる生活と経済格差の拡大にもつながっていく。地域別最低賃金額が経済の疲弊を生み、日本経済をゆがめ、冷え込ませている要因の一つとなっている。労働者の賃金は、経済の最も基本的なベースである。このベースを一律にしなければ、どんな経済対策を講じても日本経済を再生することはできない。

世界各国の制度と比較すると、日本の最低賃金は、OECD諸国で最低水準であり、ほとんどの国で、全国一律制を取っている。そして、政府として大胆な財政出動を行い、公正取引ルールを整備するなど具体的な中小企業支援策を確実に実施し、最低賃金の引上げを支えている。日本でも、中小企業への具体的で十分な使いやすい支援策を抜本的に拡充・強化する必要がある。

労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、地域経済と中小企業を支える循環型地域経済の確立によって、誰もが安心して暮らせる社会をつくりたいと考える。そのために、最低賃金の全国一律制度を目指し地域間格差の是正を図ることを要望する。

以上の趣旨より、下記の項目の早期実現を求める。

記

1. 政府は、労働者の生活を下支えするため、最低賃金を抜本的に引き上げるとともに、全国一律最

低賃金制度に変え、地域間格差の是正を図ること。

2. 政府は、最低賃金の引上げができ、経営が継続できるように、中小企業への支援策を抜本的に拡充・強化し、国民の生命と暮らしを守ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月22日

南 国 市 議 会

内閣総理大臣	岸田文雄様
厚生労働大臣	加藤勝信様
中央最低賃金審議会会長	藤村博之様
高知地方最低賃金審議会会長	近藤啓明様

＊

○議長（浜田和子） お諮りいたします。この際、以上4件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 御異議なしと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

＊

○議長（浜田和子） この際、議発第1号から議発第4号まで、以上4件を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました4件は、提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

＊

○議長（浜田和子） これより採決に入ります。

まず、議発第1号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浜田和子） 起立少数であります。よって、議発第1号は否決されました。

次に、議発第2号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浜田和子） 起立少数であります。よって、議発第2号は否決されました。

次に、議発第3号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浜田和子） 起立少数であります。よって、議発第3号は否決されました。

次に、議発第4号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浜田和子） 起立少数であります。よって、議発第4号は否決されました。

—————*—————

○議長（浜田和子） 以上で今期定例会に付議されました事件は議了いたしました。

これにて第430回南国市議会定例会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

午前10時21分 閉会